

(平成22年6月2日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 9 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 5 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 23 件

国民年金関係 11 件

厚生年金関係 12 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年1月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年8月及び同年9月
② 昭和46年9月及び同年10月
③ 昭和47年4月から50年3月まで

私の国民年金は、昭和45年8月ごろA県B町役場で母親が加入手続きを行い、申立期間①及び②の国民年金保険料については母親が納付し、申立期間③については、C社会保険事務所（当時）から通知が有り、夫と一緒にさかのぼって納付したはずである。申立期間が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③のうち、昭和49年1月から50年3月までについて、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、同年9月にD県E市で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認され、この時点で当該期間については過年度納付が可能である上、申立人が一緒に保険料を納付していたとする申立人の夫については、当該期間の保険料が過年度納付されていることを踏まえると、申立人は、当該期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間①及び②について、申立人は、昭和45年8月ごろ申立人の母親が国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号が払い出されたのは上述のとおり、昭和 50 年 9 月であることが確認できることから、申立内容とは符合しない上、この時点で、申立期間①及び②は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、当該申立期間の保険料を納付するには、特例納付によることとなるが、さかのぼって納付したとの主張は無い。

また、申立期間③のうち、昭和 47 年 4 月から 48 年 12 月までについて、申立人は、さかのぼって納付したと主張しているが、50 年 9 月時点では、当該期間の国民年金保険料を納付するには特例納付によることとなるが、当時の年金記録である特殊台帳にその旨の記載は見当たらない上、申立人が一緒に保険料を納付していたとする申立人の夫も未納となっていることから、当該期間の保険料を納付していなかったものとみるのが相当である。

さらに、申立人又はその母親が申立期間①、②及び申立期間③のうち昭和 47 年 4 月から 48 年 12 月までの期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 1 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの期間及び同年 10 月から 58 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 57 年 10 月から 58 年 3 月まで

私は、母から言われていたので、国民年金保険料を未納にならないように納付してきた。申立期間が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①は 3 か月、申立期間②は 6 か月とそれぞれ短期間であるとともに、申立期間②直後の昭和 58 年度の国民年金保険料について、申立人は、平成 5 年 3 月 12 日に追納申出を行い、追納していることがオンライン記録から確認できる。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 57 年 2 月に払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認され、特殊台帳の昭和 56 年度及び 57 年度の摘要欄に申立人からの求めにより発行されたものと考えられる「納付書」の押印が確認できることから、保険料納付に努めていた申立人が、その納付書により申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から2年3月まで

私の国民年金については、昭和62年12月ごろ妻が加入手続を行い、国民年金保険料と一緒に納付してくれていた。申立期間が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

なお、申立期間については、妻も未納となっていたが、既に年金記録確認第三者委員会のあっせんを受け、納付済期間に訂正されている。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間であるとともに、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録から昭和63年1月ごろに払い出されていることが確認でき、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認でき、62年12月以降の申立人及びその妻の保険料の納付日はおおむね一致していることから、申立人の妻は夫婦二人分の保険料と一緒に納付していたものと考えられる。

また、申立人の妻については、申立期間の国民年金保険料が納付済みとなっていることを踏まえると、申立人の妻が、自身の保険料と一緒に申立期間の保険料についても納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から同年 6 月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を納付した領収証書を所持している。厚生年金保険に加入したのは、昭和 50 年 7 月 1 日からであり、海外にも出ていないので、申立期間の国民年金保険料を還付したという社会保険事務所（当時）の説明には納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人が所持する「昭和 50 年度 1 期分国民年金保険料納付通知書兼領収証書」から、申立人は、昭和 50 年 7 月 31 日に申立期間の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、申立人が昭和 50 年 4 月 4 日に国民年金被保険者資格を喪失したことに伴い、申立期間の国民年金保険料は、51 年 7 月 1 日に還付決定し、同年 10 月 1 日に還付されていることが、特殊台帳及び還付整理簿により確認できる。しかし、申立人が厚生年金保険の被保険者となったのは、50 年 7 月 1 日であることが、厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録により確認できることから、本来、申立期間は、国民年金の強制加入期間であり、保険料還付の対象期間ではないことから、還付事務処理が適切に行われなかったものとみるのが相当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成16年9月について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和28年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：平成2年9月29日から17年5月3日まで
株式会社Aにおいて勤務していた期間について、給与等の支給額から見た標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額等を比較すると、オンライン記録の方が低くなっている期間もあるので、在籍期間について調査の上標準報酬額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における株式会社Aに係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下、「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

株式会社Aの破産管財人が保管する賃金台帳において、平成16年9月については、報酬額はオンライン記録の標準報酬月額よりも高額であり、厚生年金保険料の控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に相当する保険料よ

りも高額であることが確認できる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、上記賃金台帳に記載されている報酬額から、平成16年9月は41万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、平成15年1月から同年6月まで、16年1月から同年8月まで、同年10月から17年4月までの期間における標準報酬月額については、賃金台帳及び給与支払明細書に記載されている厚生年金保険料控除額及び報酬額から算出される標準報酬月額が、オンラインに記録されている標準報酬月額に一致する額又はより低い額であることから、特例法の保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間のうち平成2年9月から14年12月までの期間、及び15年7月から同年12月までの期間については、申立人は給与支払明細書を所持しておらず、株式会社Aの破産管財人、同事業所の顧問をしていた税理士及び社会保険労務士並びに当時の同僚に照会したものの、当該期間における関連資料及び申立人の給与からオンライン記録の標準報酬月額以上の厚生年金保険料が控除されていたことに関する供述を得ることはできない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると平成2年9月から14年12月までの期間、及び15年7月から同年12月までの期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、平成17年5月については、破産管財人が保管していた賃金台帳から、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるほか、株式会社Aの事業主は、「保険料控除については当月控除である。」との回答をしている。

しかしながら、オンライン記録によると、株式会社Aは平成17年5月3日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人に係る同事業所における厚生年金保険の資格喪失日も同日とされている上、雇用保険の資格喪失日も同日であることが確認できる。

また、厚生年金保険法では、第19条において「被保険者期間を計算する

場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、また、同法第 14 条において、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は平成 17 年 5 月 3 日であり、当該期間については、厚生年金保険の被保険者とはならない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を社会保険事務所（当時）に納付していたことが認められることから、申立人の厚生年金保険第四種被保険者の資格取得日に係る記録を昭和50年4月1日に、資格喪失日に係る記録を51年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月1日から51年4月1日まで

A株式会社の退職時において、老齢年金の受給資格を得るためには、加入期間があと12か月必要であったため、第四種被保険者となり、保険料を納めていた。しかしながら、オンライン記録では、加入記録は無く、保険料を還付された記憶も無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間当時における厚生年金保険の加入月数は228か月であったことから、申立人は厚生年金保険第四種被保険者となる資格を満たしている。

また、申立期間当時、申立人の住所地を管轄していた社会保険事務所が保管する「厚生年金保険第四種被保険者に係る氏名索引票」及び「厚生年金保険第四種被保険者名簿」を確認したところ、当該索引票に申立人と同一の氏名が記載されていることが確認できた。

このことについて、当該索引票で申立人に割り振られた整理番号の前後の番号に係る被保険者の資格取得年月日から、当該記録は申立人のものであると判断され、申立人が、厚生年金保険第四種被保険者の資格取得に係る届出を行っていたことが推認できる。

さらに、当該名簿において、当該索引票で申立人に割り当てられた整理番

号には、資格取得日は申立期間と一致するものの、申立人とは異なる被保険者の記録が掲載されており、社会保険事務所において、誤った事務処理が行われた可能性がある。

加えて、申立人は、厚生年金保険第四種被保険者としての保険料を社会保険事務所から送付される納付書により、金融機関で毎月納付していたと主張しており、当時の事務処理と一致する。

また、申立期間当時、申立人は、厚生年金保険第四種被保険者として 12 か月間加入することで、老齢年金の受給資格期間である 240 か月を満たすことができ、老齢年金の受給資格期間を満たしている者及びその配偶者は昭和 61 年 3 月まで国民年金の強制被保険者とはならなかったところ、同年 3 月までの期間において申立人及びその妻は公的年金制度に加入していなかったことから判断すると、申立期間当時、申立人が第四種被保険者の資格取得に係る手続きを行い、老齢年金の受給資格満了まで厚生年金保険第四種被保険者としての保険料を納付していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和 50 年 4 月 1 日に厚生年金保険第四種被保険者資格を取得し、老齢年金の受給資格を満たすこととなる 51 年 4 月 1 日までの期間について、第四種被保険者としての保険料を納付していたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 株式会社における昭和 50 年 3 月の社会保険事務所の記録から、19 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社AのB支店における資格取得日に係る記録を昭和44年3月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月11日から同年4月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、昭和44年3月の1か月間について未加入となっていることが分かった。この間は、株式会社AのC工場から同社B支店に異動し継続して勤務していた時期で加入記録がないことは考えられない。申立期間について厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された退職者名簿、雇用保険の記録、及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は株式会社Aに継続して勤務し(昭和44年3月11日に同社C工場から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社AのB支店に係る昭和44年4月の社会保険事務所の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判

断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

京都厚生年金 事案 1772

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の社会福祉法人Aにおける平成16年3月29日の標準賞与額に係る記録を16万7,000円、19年3月29日の標準賞与額に係る記録を20万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年3月29日
② 平成19年3月29日

社会福祉法人Aでの勤務期間のうち平成16年3月29日及び19年3月29日支給の賞与について、賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、賞与支払届が提出されていなかったため、年金記録に反映されていないので、標準賞与額の訂正を求める。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する賞与の支給明細書から、申立人に対し平成16年3月29日、及び19年3月29日にそれぞれ賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づく記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賞与の支給明細書における保険料控除額から、平成16年3月29日を16万7,000円、19年3月29日

を20万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該賞与に係る支払届の提出を失念した旨を供述していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の社会福祉法人Aにおける平成16年3月29日の標準賞与額に係る記録を14万9,000円、19年3月29日の標準賞与額に係る記録を18万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年3月29日
② 平成19年3月29日

社会福祉法人Aでの勤務期間のうち平成16年3月29日及び19年3月29日支給の賞与について、賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、賞与支払届が提出されていなかった。そのため、年金記録に反映されていないので、標準賞与額の訂正を求める。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する賞与の支給明細書から、申立人に対し平成16年3月29日、及び19年3月29日にそれぞれ賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づく記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賞与の支給明細書における保険料控除額から、平成16年3月29日を14万9,000円、19年3月29日

を18万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該賞与に係る支払届の提出を失念した旨を供述していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 10 月から同年 12 月までの期間、63 年 3 月から平成元年 5 月までの期間及び 9 年 1 月から 10 年 3 月までの期間の国民年金付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 10 月から同年 12 月まで
② 昭和 63 年 3 月から平成元年 5 月まで
③ 平成 9 年 1 月から 10 年 3 月まで

申立期間①及び②の国民年金付加保険料については、定額保険料に併せ納付していたと思う。申立期間③については、付加保険料の納付をやめる手続を行っていない。申立期間の付加保険料が未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③について、申立人は、国民年金の定額保険料に併せ付加保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、申立期間①及び②について、申立人は、A市が保管する国民年金被保険者名簿において、昭和 61 年 9 月 24 日に厚生年金保険に加入したことに伴い、同日に国民年金被保険者資格を喪失し、平成元年 6 月 21 日に国民年金付加保険料納付の申出を行うまで付加保険料の申出を行った形跡は見当たらず、これはオンライン記録とも一致することから、申立人は当該申立期間の付加保険料については納付できなかったものとみるのが相当である。

また、申立期間③については、申立期間の国民年金の定額保険料を平成 10 年 12 月 28 日に過年度納付していることがオンライン記録により確認できる上、A市の国民年金被保険者名簿においても、申立期間は定額保険料のみの

納付であることが確認できることから、申立人は申立期間の付加保険料については、納付しなかったものと考えられる。

さらに、申立人が、申立期間①、②及び③の国民年金付加保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年6月から46年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年6月から同年10月まで
② 昭和38年11月から46年11月まで

区役所から、案内が来たので、昭和38年6月ごろに国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付していたことを夫も目撃している。申立期間が未納や未加入となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、昭和38年6月ごろに国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年12月13日に払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人の国民年金被保険者資格は任意であることから、申立人は、この日に国民年金に加入したものと推認され、申立期間①及び②は国民年金に未加入の期間であり、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

なお、申立期間①について、申立人は国民年金の強制被保険者とされているものの、この資格記録は、平成11年5月13日及び13年8月27日に追加・訂正されたものであり、その時点までは、当該申立期間は、国民年金に未加入の期間であり、申立人が所持している国民年金手帳においても最初の資格取得日は昭和46年12月13日（任意）とされている。

また、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付

していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 52 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 52 年 9 月まで

母親が、昭和 45 年 4 月ごろに国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。4 人の姉たちも家業にかかわっている限りは、保険料を納付してもらっているので、家業を手伝っていた私も保険料を納付してくれていると思う。申立期間が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 45 年 4 月ごろに申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 63 年 11 月に払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立人が所持する年金手帳において、「初めて被保険者となった日」は昭和 61 年 8 月 8 日と記載されており、これは申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことに伴い、この日に国民年金被保険者資格を取得したことを示すものであり、このことは、オンライン記録とも一致することから、申立期間は、国民年金に未加入の期間であり、申立期間の国民年金保険料は納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、申立人の姉たちと一緒に納付してもらっていたとも主張しているが、申立期間当時、長姉

及び次姉は既に婚姻し転居しており、三姉及び四姉については国民年金の被保険者となった形跡は見当たらない。

加えて、申立人の両親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前及び婚姻中の氏名を含め、複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1762

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年11月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年11月から41年3月まで

昭和39年10月に会社を退職後、両親が同年11月ごろに国民年金の加入手続を行い、母親が3か月ごとに集金人に申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと聞いている。申立期間の保険料が未納となっていることには納得できないので、調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年11月ごろに国民年金の加入手続を行い、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を3か月ごとに集金人に納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年12月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点では、申立期間の国民年金保険料を納付するには過年度納付によることとなるが、さかのぼって納付したとの主張は無い。

さらに、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 49 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 49 年 7 月まで

私は、昭和 36 年 4 月ごろに A 市 B 区役所か同市 C 区役所で国民年金の加入手続きを行い、自身で申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間が未納となっていることには納付できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年 4 月ごろに国民年金の加入手続きを行い、自身で申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 49 年 10 月に B 区で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人の夫は厚生年金保険の被保険者であったことから、申立人は国民年金に任意加入となり、任意加入の場合、さかのぼって国民年金の被保険者となることはできないため、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立人は申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人には別の国民年金手帳記号番号が、昭和 36 年 2 月に C 区で申立人の母親と連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できるものの、同手帳記号番号払出簿には「消除」との記載が有る上、申立人の母親については、「資格取下」の押印が有り、その後に払い出された別番号での納付が確認できることを踏まえると、これらの番号での納付は行われず、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付しなかったものとみるのが相当である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から同年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から同年 11 月まで

昭和 36 年 4 月ごろ、父親が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと思う。申立期間の保険料が未納となっていることには納得できないので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年 4 月ごろに申立人の父親が、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 55 年 3 月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点において、申立期間は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには特例納付によることとなるが、さかのぼって納付したとの主張は無い。

さらに、申立人の父親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から同年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から同年 8 月まで

申立期間に勤務していた会社は厚生年金保険に加入していなかったため、妻が、昭和 60 年 5 月ごろ、A 市役所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料については、B 銀行で自身の分と一緒に納付してくれていたはずである。申立期間について未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

なお、「C」、「D」及び「E」の読み方についても調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 60 年 5 月ごろ、申立人の妻が A 市役所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料については、金融機関で自身の分と一緒に納付してくれていたと主張している。

しかしながら、A 市が保管する国民年金被保険者名簿では、申立人の国民年金被保険者の資格取得の届出日は平成 6 年 9 月 16 日と記載されていることが確認できることから、申立人の妻は、このころに申立人の国民年金の加入手続きを行ったものと考えられ、申立内容とは符合しない。

また、オンライン記録では、平成 6 年 10 月 3 日付けで申立期間の国民年金の被保険者資格取得日がさかのぼって追加訂正されていることが確認できることから、この時点までは、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人の妻は申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人の妻又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したこ

とを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を「C」、「D」及び「E」を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年9月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年9月から同年11月まで

社会保険事務所(当時)の「ねんきん特別便にかかる年金加入記録の照会について(回答)」には、「昭和43年9月15日付で任意加入喪失の届書が提出された旨確認いたしました。」との記載が有るが、この日は日曜日と敬老の日が重なっており、届出書が提出されるはずはないと思う。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付しており、昭和43年9月15日は平日ではないため、資格喪失の届出を行うことができず、社会保険事務所の回答には納得できないと主張している。

しかしながら、申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳により、申立人は、昭和43年9月15日付けで任意被保険者資格を喪失した旨の記載が確認できる上、任意加入資格喪失日は、届出日の翌日とされていることから、申立人は、同年9月14日に資格喪失の届出を行ったものと考えられ、同日は土曜日であるが、当時、区役所は開庁日であったことが確認できる。

また、上記の任意被保険者資格を喪失後、申立人は、その夫が厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことに伴い、昭和43年12月20日に強制被保険者資格を取得しており、その間、申立人が国民年金に加入した記録は見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1767

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から50年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から50年6月まで

私は、昭和45年9月に会社を退職後、再就職した勤務先は健康保険や厚生年金保険に加入していなかったため、国民年金に加入した。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることには納付できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年9月に会社を退職後、国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するには、国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、申立人の同手帳記号番号は、前後の被保険者の記録から平成2年5月ごろに払い出されたものと確認でき、このころ申立人は国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない上、申立人の国民年金被保険者資格の取得日は同年4月26日とされていることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 5 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、申立人の昭和 59 年 2 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、追納していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 5 月から 48 年 3 月まで
② 昭和 59 年 2 月から 62 年 3 月まで

私は、A 区に転居した昭和 42 年 5 月ごろ、妹に勧められて、国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料は、自宅に来ていた集金人に納付し、申立期間②の保険料は、B 社会保険事務所（当時）で追納した。保険料は、夫と同じように納付しているはずなので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A 区に転居した昭和 42 年 5 月ごろに国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、集金人に納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 48 年 12 月に夫婦連番で払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人の所持する国民年金手帳は、同年 10 月 29 日に発行されていることから、申立人は、この日に国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点において、申立期間①の一部は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、さかのぼって納付したとの主張も無い。

さらに、申立期間②について、申立人は、申立期間の国民年金保険料を社会保険事務所で追納したと主張しているが、オンライン記録では、申立期間②のうち、昭和 59 年 3 月から 61 年 3 月までについては、申立人の夫の 62 年 4 月から平成 2 年 3 月までの保険料と一緒に、6 年 3 月 1 日に追納申込みを行っていることが確認できるものの、いずれも追納した記録は見当たらない上、追納するための納付書は、コンピュータにより作成され、光学式文字読取機(OCR)により納付記録として入力されることから、追納した保険料すべてが漏れるとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したこと、及び申立期間②の保険料を追納したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたこと、及び申立期間②の保険料を追納していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、申立人が申立期間②の国民年金保険料を追納していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 41 年 3 月まで

私は、結婚後の昭和 39 年ごろ、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、定期的に集金人に納付していた。国民年金手帳に記載されている資格取得日は、同年 4 月 1 日（強制）となっており、納付開始が遅れたとは考えにくい。申立期間が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 39 年ごろ、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、集金人に納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 42 年 3 月に夫婦連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない上、この時点で、申立期間の保険料を納付するには、過年度納付によることとなるが、国庫金である過年度保険料を集金人に納付することはできなかつたものと考えられ、さかのぼって納付したとの主張も無い。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1774

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 2 年 10 月 1 日から 3 年 2 月 1 日まで
② 平成 5 年 4 月から同年 10 月まで
③ 平成 5 年 11 月から 8 年 4 月 1 日まで

私は、平成 2 年 10 月 1 日から 5 年 2 月 28 日まで有限会社 A（その後、有限会社 B）から派遣されて C 医院に、同年 4 月から同年 10 月まで D 医院に、同年 11 月から 11 年 6 月 21 日まで E 医院に勤務して、保険料を控除されていたのに、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、申立期間①、②及び③の記録が空白となっているので、厚生年金保険の加入記録を調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、当時の複数の同僚の供述から期間の特定はできないものの、申立人が有限会社 A から C 医院に派遣されて勤務していたことは推認できる。

しかし、有限会社 A が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成 3 年 2 月 1 日からであり、それ以前の期間において適用事業所であった記録は無い。

また、当該事業所が適用事業所でなくなったのは平成 5 年 2 月 28 日であり、当時の事業主の所在は不明のため申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人が記憶している同僚は、当該事業所が適用事業所となった平成 3 年 2 月 1 日から厚生年金保険に加入しており、申立期間における被保険者記録は確認できない。

なお、派遣先のC医院が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成9年11月1日からとなっており、事業主は、申立期間当時は厚生年金保険に加入していなかった旨の供述をしている。

申立期間②について、D医院の事業主の供述及び雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間に勤務していたことは確認できる。

しかし、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成9年9月1日からであり、それ以前の期間において適用事業所であった記録は無い。

また、事業主は、「当時、従業員が5人未満であったので、厚生年金保険には加入せず、雇用保険及びF国民健康保険に加入していた。申立期間について厚生年金保険料は控除していない。」と回答している。

さらに、当時の同僚に照会したが、申立人を記憶している者はおらず、事業主による厚生年金保険料の控除について確認できなかった。

申立期間③について、E医院の事業主の供述及び雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間に勤務していたことは確認できる。

しかし、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成8年4月1日であり、それ以前の期間において適用事業所であった記録は無い。

また、事業主は、「当時は厚生年金保険に加入しておらず、申立期間について厚生年金保険料は控除していない。」と回答している。

さらに、当時の同僚に照会したところ、「平成8年4月1日より常勤の従業員全員が厚生年金保険に加入した。」と供述しており、申立期間における事業主による厚生年金保険料の控除について確認できなかった。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1775

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 6 月 1 日から 62 年 9 月 30 日まで
昭和 61 年 6 月 1 日から 62 年 9 月 30 日までの期間、当初はA市B区C町、移転後D区E町にあるF事務所（現在は、G事務所）に正社員として勤務した。その間、厚生年金保険に未加入なので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

G事務所は、申立人が申立期間に勤務していたと回答している上、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書及びH国民健康保険組合の加入記録から、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、当該事業所は、個人事業所として昭和 41 年 1 月 13 日から 47 年 9 月 26 日まで厚生年金保険の適用事業所であったが、その後、法人事業所として再度適用事業所となった平成 21 年 1 月 5 日まで厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、G事務所が保管している昭和 61 年 6 月から 62 年 9 月までの賃金台帳から、申立期間において厚生年金保険料を控除していないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 6 月 1 日から 51 年 9 月 1 日まで
私は、昭和 44 年 6 月から 51 年 8 月までA店に勤務していたが、オンライン記録における厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、厚生年金保険の加入記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A店について、B市C区D町のE寺周辺において経営者が同じであったFホテルの近隣に存在していたと申し立てている。

しかしながら、申立期間当時から上記に居住している複数の住民は、「この近くにA店又はFホテルがあったことは知らない。」と述べている上、申立期間当時の住宅地図及び電話帳においても、申立人が述べている所在地において、A店の存在を確認することはできない。

また、オンライン記録において、A店が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

さらに、申立人は、「当時、A店及びFホテルは法人事業所であった。」と述べているため法務局に照会したが、当該店及びホテルについて商業登記の記録は無い。

加えて、申立人は当時の事業主及び同僚の氏名を記憶していないため、申立人の主張する内容について供述を得ることはできない。

また、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1777

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 6 月 1 日から 41 年 10 月 31 日まで
② 昭和 42 年 6 月 1 日から 43 年 8 月 7 日まで

中学卒業後から 47 才になるまで、継続してA店に勤務していた。申立期間①及び②について同僚は厚生年金保険の加入記録があるので、自分も被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述により、申立人が申立期間①及び②の期間、A店に勤務していたことは推認できる。

申立期間①については、A店は、B企業組合に加盟の上、オンライン記録において、「B企業組合第*営業所A店」の名称で昭和 42 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間①において当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、オンライン記録において、申立期間①以前からA店に勤務していたと供述している複数の同僚について、申立期間①におけるB企業組合第*営業所A店の厚生年金保険の加入記録は無く、申立人の給与からの厚生年金保険料の控除について供述を得ることはできない。

なお、A店が厚生年金保険の適用事業所となる以前は、B企業組合本部事務所において、A店の一部の従業員を厚生年金保険に加入させていたことが確認できるため、B企業組合本部事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の記録は確認できない。

申立期間②については、A店が経理事務を委託していたB企業組合に照会

したが、当時の関係資料は保管されておらず、「申立人の勤務実態等は不明」と回答していることから、申立人の申立期間②に係る勤務実態及び保険料控除について確認できない。

また、当時、A店に勤務していた複数の同僚に照会したが、申立人の申立期間②における勤務実態についての供述が得られず、勤務期間及び厚生年金保険料を給与から控除されていたことについては確認できない。

さらに、B企業組合第*営業所A店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間の健康保険の整理番号は連続しており、欠番も見られないことから、申立期間②において申立人の加入記録が失われたとは考え難い。

なお、当時の代表者からは供述が得られない上、申立人の申立期間①及び②における雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年1月1日から31年12月31日まで

私は、申立期間においてA市B区Cに所在しD氏が事業主だったE株式会社に、パン及び菓子の職人として勤務をしていたが、社会保険事務所(当時)へ照会したところ、申立期間の厚生年金保険が未加入となっている。勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、E株式会社において、パン及び菓子職人として勤務していたと主張している。

しかし、F県の昭和31年版の住宅地図において、申立人の記憶する所在地には、事業主が同じで関連会社だったと申立人が供述するG店は記載されているが、E株式会社は記載されておらず、所在を確認することができない上、法務局において商業登記の記録は無く、オンライン記録において、同社が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認することができない。

なお、関連事業所と考えられるG店は、昭和27年7月22日に厚生年金保険の適用事業所として適用を受け30年10月1日に適用事業所でなくなっていることが確認できる。また、G店の当時の事業主は既に亡くなっており、その配偶者は「平成2年7月に隣家の失火でG店は全焼し、資料等も焼失し何も残っていない。」と回答していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

さらに、申立人の記憶する元同僚は、二人とも姓のみの記憶のため人物を

特定することができず、G店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている8人の被保険者の中に申立人の氏名は確認できない上、健康保険の整理番号も連続しており欠番も無いため、申立人の加入記録が失われたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 9 月 21 日から同年 12 月 20 日まで

私は、平成 8 年 9 月 21 日に職業安定所の紹介により A 株式会社に入社し、同年 12 月 20 日に退職するまで決算処理業務をしていた。申立期間について雇用保険の被保険者としての記録はあるが、厚生年金保険の被保険者としての記録が無い。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された「雇用保険被保険者離職票」の記録及び A 株式会社元監査役の回答から、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A 株式会社は平成 17 年 12 月 22 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、既に廃業しており、当時の事業主に照会しても、申立期間において申立人に係る厚生年金保険の適用について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、オンライン記録によると、申立人は、申立期間を含む平成 8 年 9 月から 10 年 2 月までの期間について国民年金第 3 号被保険者となっていることが確認できる。

さらに、当時の総務担当者だった元同僚は、当該事業所の従業員について、入社後 3 か月の試用期間終了後、厚生年金保険に加入させていた旨回答していることから、当時、当該事業所においては、すべての従業員について入社後直ちに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年6月1日から34年1月1日まで
昭和28年6月1日から34年1月1日まで、有限会社Aに勤務していたが、社会保険事務所（当時）に照会したところ、厚生年金保険の加入記録がない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に有限会社Aに勤務し厚生年金保険の被保険者であったと申し立てている。

しかしながら、申立期間当時の事業主は既に亡くなっており、当該事業所における現在の事業主も、「申立期間当時の資料は保存しておらず、当時の事業主も亡くなっているため詳細については分からない。」と供述しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

また、当該事業所における申立期間当時の同僚について、申立人は、姓のみしか記憶していないため、人物を特定することができず、供述が得られない。

さらに、オンライン記録によれば、有限会社Aは、平成元年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となり、当時の事業主及び役員等においても同日に厚生年金保険の被保険者となっていることから、申立人のみが、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者であったとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月1日から50年9月15日まで
私は、A社を退職後、B社又は同社が社名変更したC株式会社に入社したが、年金記録が無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、「Dセンター」に工場があったB社に勤務していたと申し立てているが、当該センターに問い合わせたところ、「当センターを使用していたのはE社であり、その後、昭和49年に有限会社Fに名称変更した。」との供述から、申立人が勤務した事業所はE社及び有限会社Fであると推認できる。また、当該センターの事務局長が保管する同年の勤務者名簿に申立人の名前が記載されている旨供述していることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が有限会社Fの従業員として当該センターに勤務していたことは推認できる。

しかし、E社及び有限会社Fは、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であったが、事業主の親族は、「職人は半数くらいしか社会保険に加入していなかった。」と供述しており、健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は見当たらない。

また、申立期間当時の複数の同僚に照会をしたが、申立人を記憶している者はおらず、申立人の勤務実態等を確認することができない。

一方、申立人は、申立期間について、B社が社名変更したC株式会社に勤務していたと主張している。

しかしながら、C株式会社に照会したところ、「申立人を雇用したことは

ない。B社と当社が関係会社であったということは無い。」と回答しており、C株式会社の複数の従業員に照会をしたが、「申立人は知らない。」と供述していることから、申立人がC株式会社に勤務していたと認めることはできない。

また、雇用保険の被保険者記録を確認すると、申立期間のうち、昭和 49 年 10 月 1 日から 50 年 3 月 31 日まではG社に、同年 8 月 5 日から同年 9 月 15 日までは有限会社Hに加入記録があることが確認できる。

さらに、G社の事業主に照会したところ、「申立人を雇用していた。当事業所は個人経営のため厚生年金保険には加入していなかった。」と回答している。また、有限会社Hの事業主には連絡がつかず、昭和 50 年 8 月 5 日から同年 9 月 15 日までの厚生年金保険の適用については確認できなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 2 月 6 日から同年 5 月 9 日まで

申立期間について、株式会社Aに勤務し、デザインやパターンの作成の仕事をしていた。同社には正社員として勤務していたので、厚生年金保険に加入していたはずである。調査の上、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している雇用保険受給資格者証の記載内容から、期間の特定はできないものの、申立人が株式会社Aに勤務していたことは推認できる。

しかし、株式会社Aの事業主は、申立期間当時、従業員については入社後3か月から半年程度の試用期間を設けており、試用期間中は厚生年金保険及び雇用保険等には加入させていなかった旨供述しているほか、元従業員も、当該事業所において入社後3か月程度の試用期間があった旨回答していることから、当時、当該事業所においては、すべての従業員について入社後直ちに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は記録されておらず、健康保険の整理番号が連続しており欠番も見られないため、申立期間において申立人の加入記録が欠落したとは考え難い。

さらに、申立期間当時の元同僚に照会したが、申立期間に係る申立人の厚生年金保険の適用について確認するための関連資料及び供述を得ることはできなかった。

加えて、オンライン記録によれば、申立人は申立期間において国民年金の被保険者であり、申立期間に係る国民年金保険料も納付済みであることが確認できる。

また、申立期間における申立人に係る雇用保険の記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 5 月 18 日から 39 年 4 月 5 日まで
② 昭和 40 年 1 月 31 日から同年 3 月 1 日まで
③ 昭和 40 年 9 月 12 日から 41 年 12 月 25 日まで

高校卒業後にA株式会社に入社し、申立期間については同社の社員として同社が始めたB株式会社の新規店舗立ち上げ事業に従事していた。C店、D店の立ち上げをしているうちに、同社は廃業になったため、昭和 40 年 9 月にA株式会社に戻った。

昭和 41 年 12 月末に、A株式会社を退職するまでの厚生年金保険被保険者期間となっていない申立期間①、②及び③について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社（昭和 39 年 2 月 15 日にB株式会社へ商号変更）の複数の同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間①、②及び③に係る事業所の当時の代表者は既に亡くなっており、倒産により労働者名簿や賃金台帳等が保管されていないため、申立人の給与から事業主により厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる関連資料及び供述は得られない。

また、A株式会社、E株式会社、B株式会社及び同社C店において、申立期間に厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できる同僚 78 人に照会したところ、49 人から回答があったが、これらの同僚はいずれも、「新規店

舗の立ち上げには関与していない。」と供述しており、申立人と同様の業務に従事していた者は見当たらず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除についての供述は得られない。

さらに、申立期間①について、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の被保険者資格喪失日は昭和38年5月18日、B株式会社C店に係る同原票によると、申立人の被保険者資格取得日は39年4月5日と記載されておりオンライン記録とも一致しており、同年4月15日に健康保険の被保険者証を返納した記録が確認できる。申立期間②について、B株式会社C店に係る資格喪失日は40年1月31日、同社D店に係る同原票によると、申立人の被保険者資格取得日は同年3月1日と記載されておりオンライン記録とも一致しており、同年4月27日に健康保険の被保険者証を返納した記録が確認できる。申立期間③について、B株式会社D店に係る同原票によると、被保険者資格喪失日は同年9月12日と記載されており、オンライン記録とも一致していることが確認できる。

加えて、A株式会社及びB株式会社並びに両社に類似する名称の28事業所に係るオンライン記録を調査したが、申立人の厚生年金保険被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 11 月 5 日から 48 年 11 月 4 日まで
② 昭和 49 年 7 月から同年 11 月まで

申立期間①については、株式会社Aに、申立期間②については、B社（現在は、株式会社C）に、それぞれ、勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険加入記録が無いので、調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、複数の同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人が株式会社Aに勤務していたことは推認できる。

しかしながら、株式会社Aが、厚生年金保険の新規適用事業所となったのは、昭和 48 年 11 月 5 日であり、申立期間①当時は適用事業所ではないことが確認できる上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、複数の同僚も、同日以降に当該事業所の厚生年金保険被保険者となっていることが確認できる。

また、株式会社Aの事業主の妻は、「昭和 40 年に事務所を設立してから 10 年以上は経営が安定せず、従業員に国民年金への加入をお願いしていたかもしれない。申立期間当時の関係書類は保管していない。」と供述しているため、申立期間①における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認することはできない。

次に、申立期間②について、複数の同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人がB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社が、厚生年金保険の新規適用事業所となったのは、昭

和 51 年 9 月 1 日であり、申立期間②当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、株式会社Cの事業主は、「厚生年金保険の新規適用事業所になったのは昭和 51 年 9 月からである。また、申立期間当時の関係書類は保管していない。」と供述しているため、申立期間②における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における雇用保険の加入記録は無く、両申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年6月30日から26年10月1日まで
定時制高校に通いながら、A株式会社に約2年勤務し、当該事業所が倒産したため退職した。申立期間の厚生年金保険被保険者としての記録が無いことに納得できないので、調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している複数の同僚は、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により被保険者記録が確認できることから、期間は特定できないものの、申立人が、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A株式会社は昭和27年5月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は既に他界し、申立人が記憶している同僚も他界若しくは所在不明のため、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認することはできない。

また、上記の被保険者名簿において、申立人の氏名の記載は確認できず、申立期間の健康保険の整理番号は連続し欠番も見当たらないことから、申立人の記録が欠落したものとは考えにくい。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。